

公立大学法人横浜市立大学学長選考会議規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 90 号

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 28 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し、公立大学法人横浜市立大学定款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項
- (4) その他選考会議に関し必要な事項
- (5) 学長の業績評価に関する事項

(委員の任期)

第 3 条 選考会議を構成する委員（以下「委員」という。）の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(委員の失職)

第 4 条 委員が経営審議会委員又は教育研究審議会委員でなくなった場合は、委員としての身分を失う。

2 委員が学長候補者となった場合は、委員としての身分を失う。

3 前二項の規定により委員に欠員が生じた場合は、欠員となった委員を選出した組織においてあらかじめ指名した構成員から充てるものとする。

(議長)

第 5 条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第 6 条 選考会議は、議長が招集し開催する。

2 議長は、委員の過半数からの要求があったときは、選考会議を開催しなければならない。

3 選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第 7 条 選考会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学長解任の決定に関する議事は、出席したすべての委員の

同意によらなければ議決できない。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じて、選考会議の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 選考会議の庶務は、総務部人事課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

2 この規程を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成17年9月28日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、初回の選考会議は理事長が招集し、議長選考終了まで経営企画室人事担当が進行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第28号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。